

【季刊】 法律をもっと身近に

# ほうてらす

Vol.  
**31**  
2015.01



特集 02-05

## 災害と法律

法テラスインタビュー 06-07

伊勢谷 友介さん

のぞいてみよう 法テラス 08-09

スタ弁がゆく 10

ほ法、なるほど。 11



困ったら法テラス。まずはお電話を。  
(平日午前9時～午後9時 / 土曜日午前9時～午後5時)

法テラス  
サポート  
ダイヤル

**0570-078374**

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者  
支援ダイヤル

なくことはないよ

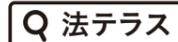
震災法テラス  
ダイヤル

おなやみレスキュー

**0570-079714 0120-078309**

IP電話からは03-6745-5601

[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)



発行:日本司法支援センター(法テラス)本部 / 発行責任者:事務局長 相原佳子  
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 電話:050-3383-5333(代表)

人類の歴史は、自然災害との戦いの歴史でもあります。とりわけ自然災害の多い日本では、2014年を振り返ってみても、列島を縦断する台風、広島市の土石流、御嶽山の噴火など、多くの災害がありました。災害は家族、生活をはじめ、大切なものを根こそぎ奪います。悲しみの中には、痛みを分け合うことしかできないものと、法律や支援制度を知り使うことで、負担や不安を和らげられるものがあります。

# 特集 災害と法律

## 境界の問題

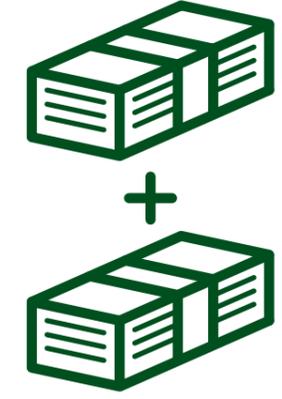
災害によって地形などが変わり、土地の権利に関する争いがあることがありません。津波や土砂災害が起きて、自分の家の敷地と隣の家の境界が分からなくなりましたら、最寄りの法務局にお問い合わせください。どうしても解決しない

ときは、訴訟や調停を利用することもできます。地震で隣の敷地との境界となっていた塀が崩れてしまったときは、どちらが作り直す費用を負担するのか、不安になることもあると思います。境界線上に塀がある場合には、隣の家の人と2分の1ずつ負担することとされています。法的なサポートを受けることで、より早く、より円滑に争いを解決できる可能性があります。

## ローンの問題

災害は、被災した方にとって極めて大きな経済的負担となります。壊れてしまった住宅のローンを払い続けながら、生活再建のために新たなローンを組まざるをえなくなり二重にローンを抱える方もいます。そこで、前からあるローンの負担を少しでも軽くするために、

東日本大震災で被災された方向けに、「被災ローン減免制度」が設けられました。無料で弁護士に相談ができ、被災前に組んだローンの支払いを免除あるいは減額してもらえる制度です。利用するには一定の条件がありますので、詳しくは「震災法テラスダイヤル」にご相談ください。

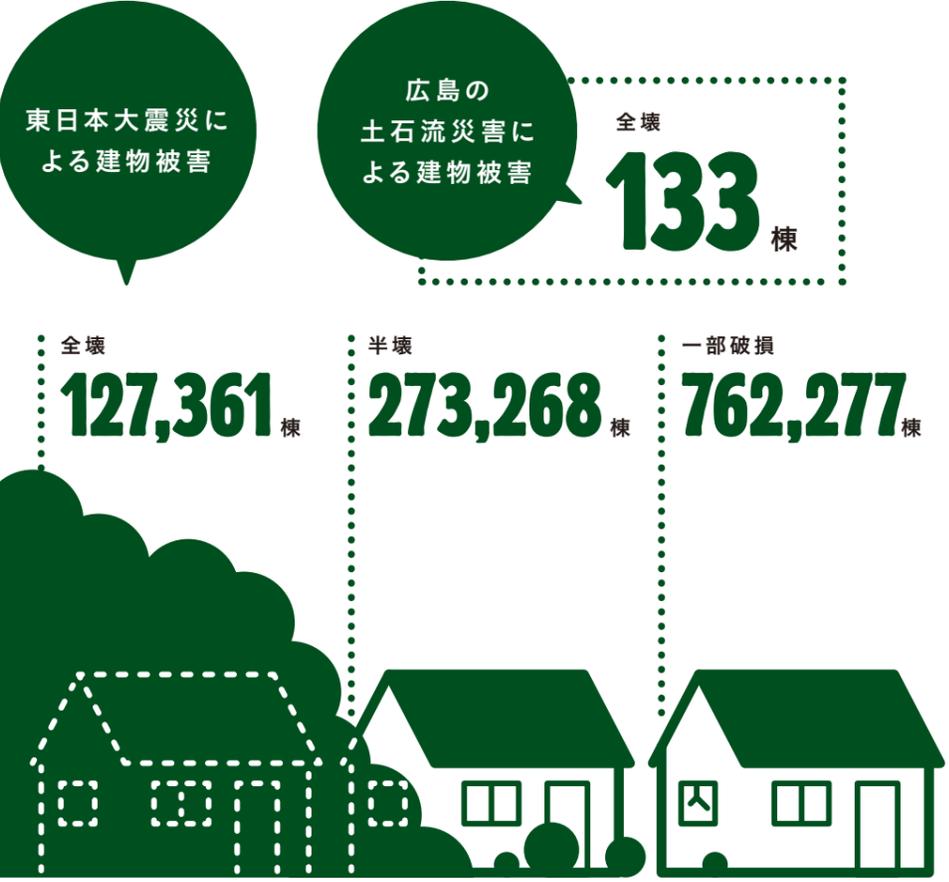


法テラスは、市民の皆さまがひとりで悩まないようにサポートする機関です。災害にあわれたとき、お悩みごとが法律に関することが分からなくても、お話をうかがい問題を整理して、適切な支援制度や相談窓口をご案内します。少しでも不安なことがあるときは「法テラスサポートダイヤル」(0570-078374)にお電話ください。また、東日本大震災で被災された方のお悩みごとのお問い合わせには専用の「震災法テラスダイヤル」(0120-078309)をご利用ください。どんなに小さなことでも、どんなでも匿名でお話しすることができます。

## 住居の問題

災害で人命損失に次いで深刻なのは住居が失われることです。津波や土砂で流されてゆく我が家を、ただ見つめることしかできなかった方たちの絶望感は想像

を絶するものです。「被災者生活再建支援法」は、自然災害により住宅が全壊もしくは大規模半壊の被害を受けた場合に、経済的理由等により生活再建が困難と認められると、住宅の再築や補修のため最大300万円、借家の場合は最大150万円を受給できる制度を定めています。申請窓口は市町村です。



## 相続の問題

災害は、大切な人を失った方たちに、やり場のない怒り、悲しみ、無力感をもたらします。本来は、時間をかけた心のケアが必要ですが、心の整理もつかないうちに、相続について考えなければならぬときがあります。民法では、亡くなった方の財産・債務を相続するか放棄するかを決める猶予期間を「相続の開始(死亡)を知った時から3か月以内」と規定しています。もしも、亡くなった方が

借金を背負っていた場合、3か月を過ぎると、自動的に借金も引き継ぐこととなります。個別の事情によっては家裁に申し立てることで猶予期間の延長ができる場合もあります。2011年3月11日の東日本大震災のときは、同年6月に特例法が施行され、被災者に限り期限が一律に同年11月末まで延長されました。(法改正により、現在は大規模災害の場合、政令で猶予期間を一年まで延長できるようになっています。)

東日本大震災による犠牲者

18,716名

阪神・淡路大震災による犠牲者

6,437名

想定される南海トラフ地震による犠牲者 (最悪ケースの政府推計)

323,000名

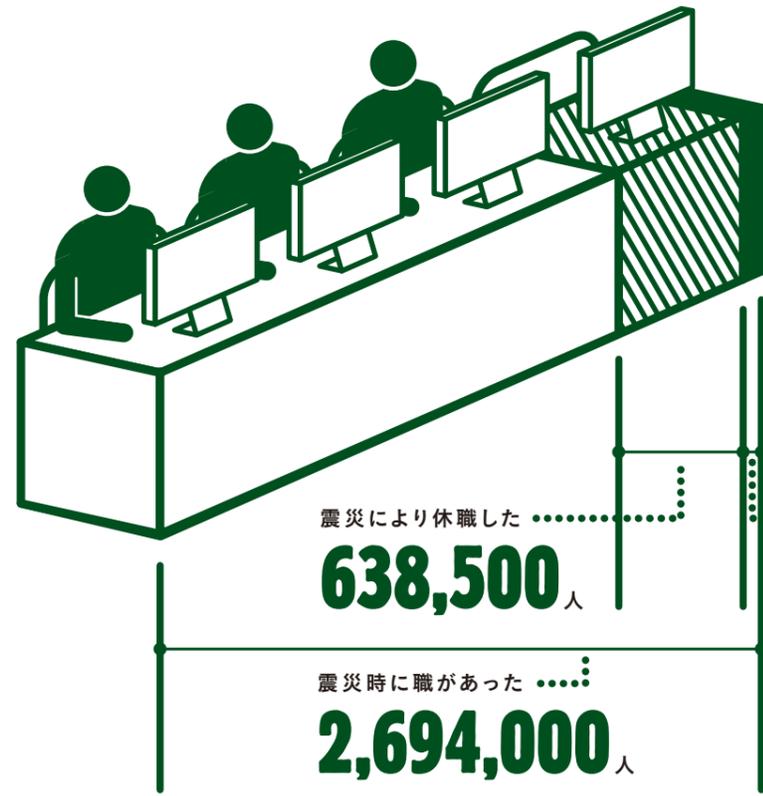


## 仕事の問題

災害は、被災者から仕事と収入を奪うことがあります。自分も会社も経営者も被災して、解決策が見つからないことがあるかもしれません。災害による会社の倒産や事業停止により給料が支払わ

れない場合、中小企業であれば、政府が一部の立替払いをする制度があります。その他にも、就労や生活を助ける様々な制度があります。詳しくは自治体の住民支援窓口にお問い合わせください。

## 東日本大震災(被災3県)



## 避難の問題

災害は、当たり前だった景色を一変させてしまいます。住み慣れた家、思い出のつまった町を離れる悲しみ。今も、多くの方が仮設住宅などで生活しています。東日本大震災で事故を起こした東京電力福島第一原子力発電所から20km圏内の方たちは、戻ることができるのかすら分からないままです。元の家の処分方法や生活再建のことなど、どうすればよいか分からないことがあるときは、あきらめずに「震災法テラスダイヤル」にお電話ください。法律で解決できることには限界もありますが、一番良い解決方法を一緒に考えて行きたいと思えます。



## 東日本大震災で家を失った

243,040人

## うち、仮設住宅等で仮住まい

226,387人

## 原発賠償

災害は、光を闇に変えることがあります。東日本大震災では、東京電力福島第一原子力発電所で大規模な被害をもたらす事故が発生しました。国際原子力事象評価尺度(INES)で、最悪のレベル7に分類される深刻な事態です。この事故の被災者が損害賠償を請求す

るには、大きく分けて3つの方法があります。(1)東京電力に直接請求する、(2)原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を求める、(3)裁判所に訴訟を提起する。それぞれの方法に特徴がありますので、事案に応じた適切な手段をお選びください。被災者であれば、法テラスの援助制度を利用して無料で弁護士・司法書士に相談することができます。

## 支援制度

災害で被災したとき、ひとりで暮らしを立て直すことは難しいものです。そこで、被災した方が生活を再建できるように支援する様々な制度があります。1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災をきっかけに作られた「被災者生活再建支援法」は、支援金の支給などを定めています。また、「災害救助法」は、避難所、炊き出し、物資提供、仮設住宅、障害物除去、遺体の埋葬など、災害直後の応急的な対応を規定した法律です。災害でご家族を亡くした方には、一定の条件のもと「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づいて「災害弔慰金」が支給されます。支給額は、生計

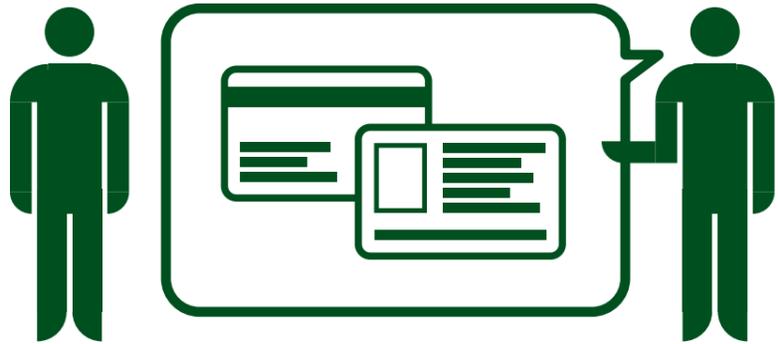
維持者の方が死亡した場合500万円、その他の方が死亡した場合250万円です。くわしくは、住所のある市町村にお問い合わせください。

### 「法テラスと震災特例法」

大災害が発生すると、その復旧や復興の支援のため法律に特例が設けられたり、期限付きの特別措置法が定められることがあります。2012年4月、東日本大震災の被災者であれば誰でも無料で法律相談を受けられる「法テラス震災特例法」が施行されました。この特例法は、被災地に暮らす市民の方や自治体関係者などから「費用の心配なく弁護士や司法書士の相談を受けることができる」、「相談をしただけの荷がおりた」、「法律が身近になった」と歓迎されています。ぜひご利用ください。

## 個人情報

災害から生命や、財産を守るためには、関係者が力を合わせる必要があります。災害時、被災された方に関する情報を、自治体や支援団体が共有しなければなりません。個人情報保護法は、「一人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」(第16条3項2号)には、例外的に本人の同意がなくても情報を提供できることを定めています。大規模災害が発生し、命にかかわるようなときは、これに該当します。個人情報保護法は、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性のバランスを図るものです。個人情報は教えられないと過剰に反応せず、法律を正しく理解して適切に活用することが大切です。



「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉を残した寺田寅彦は、こうも言っています。「物事を必要以上に恐れたり、全く恐れを抱いたりしないことはたやすいが、物事を正しく恐れることは難しい。」——法律で解決できることには限界がありますが、災害に関係する法律や制度を正しく知っておくことも、わたしたちの暮らしを守る一助です。

俳優として多くの映画に出演する傍ら、アート制作や社会貢献などと多岐にわたって活躍され続けている伊勢谷友介さん。今回は、そんな伊勢谷さんに「災害」そして、これからの考え方についてお話を伺いました。

自分が立っている場所が、初めて信じられないと思った。

——今回の特集テーマは「災害と法律」です。伊勢谷さんは「災害」に遭ったことはありませんか。

僕は実際には「災害」に遭ってはいないですけど、やはり東日本大震災を思い出します。とにかく家が大きく揺られて、初めて自分が立っている場所が信じられないと思いました。しかもテレビを付けたら、津波が街を押し流して、原発がボンッと爆発している。これから起こりうる災害について何の知識もなく、ただただ恐怖だけが近づいてきました。原発に関して津波に関しても、不勉強でした。

——東日本大震災に直面した伊勢谷さんは、どう考え何をしましたのでしょうか。

震災直後に、何かできることはないかと考え「元氣玉プロジェクト」という東北地方の方たちを元気づける活動を立ち上げました。最近では、日本をもっと良くしていくーを目標に、「地元の図書館をどう作っ

ていくか？」みたいな身近なことを中心に、みんなで自分たちの街の未来を考えるワークショップを那須塩原(栃木県)や南砺(富山県)で進めています。

宇宙人の目で、今でなく、未来を考える。

——そのすばらしい行動力は、どんな関わりや興味からなのか。

目の前の事に興味があつてやっているわけじゃないんです。どちらかというと、逆にもっと、ずっと地球を俯瞰して見ているんです。宇宙人だったらいまの70億人の地球人をどう評価するかを考えて。つまり、自分が生きている今、だけでなく、未来を考えないといけない。こういうことが普通の教育の中にコンスタントになければダメだと思うんです。大人がよく子どもに「何になりたい?」って聞くじゃないですか。そう聞かれれば、子どもは「花屋になりたい」とか「野球選手になりたい」って言う。そう言っただけは大人が納得するから。でも、質問が最初から間違っているんです。何になりたいかではなく、何のために生きたいか。つまり、志を聞け!と言いたい。人にとって良いことをしていきたいか、社会をダメにしていきたいか、どっちだつて子どもたちに聞いたら、みんなだいたい前者を選ぶんです。そこで、命の意味を知ったり、生きる方向性が決まってくるんです。

この地球とバランスをとることが大事。

——そう考えるようになったきっかけは何ですか。

僕は映画監督になりたかったのですが、27歳のとき、「映画監督であるということは手段でしかない」と気づいたんです。そこで、自分の俳優というバックグラウンドも全部含めて、社会をよりよくする活動のために使おうと思いました。たとえば、資本主義社会が世界を覆っている今、大事なものは、この地球とバランスをとっているビジネスの仕方だと思います。だから僕は株式会社というカタチでリバースプロジェクトを立ち上げました。生きている間には解決出来ないことも、僕はそこで諦めるんじゃない、始める側の人間になりたいと思ってるんです。それがたぶん、本来の幸せの在り方だと思います。人の幸せを望む事が、僕にとってすごく利己的な幸せの勝ちとり方だと感じています。

——法テラスは法律で人の幸せを助けます。災害は悲しみも生み出しますが、よい法律が生まれるきっかけとなることも多いのです。

災害のときだけでなく、自分や大切な人を守るために法律は必要だと思います。以前、アート展示用に「日本国憲法・jip」という作品を作ったことがあります。SNS

でログインすれば、誰でも日本国憲法を書き換えられる、それがどんなカタチになっていくか浮き彫りにしていく過程を表現しました。僕はリバースプロジェクトも未来を作っていく社会彫刻と考えて、取り組んでいます。

——法テラスのことをご存じでしたか。全く知りませんでした。僕も含め多くの方が、法律を味方につけることを忘れながら生きていると思います。僕自身、もつと法律を勉強して強化しなきゃいけないですね。

いせや・ゆうすけ / 76年生まれ。東京藝術大学大学院美術研究科修士課程修了。99年映画「ワンダフルライフ」(是枝裕和監督)で俳優デビュー。03年、初監督作品「カクト」が公開。08年、地球環境や社会環境を見つめ直し、未来における生活や新たなビジネスモデルを創造するプロジェクト「リバースプロジェクト」をスタートさせる。大河ドラマ「花燃ゆ」に吉田松陰役で出演中。



東松島みらいとし機構×REBIRTH PROJECT  
イオンチャリティ募金による東松島市における地域コミュニティ再生のためのスペース「移動式足湯CAR」

## 何のために生きるか。



俳優

# 伊勢谷 友介 さん



# のぞいてみよう 法テラス

説明と全く違う健康食品が届いちゃった! あきらめるしかないのかと悩むテラ蔵さん(75歳)。相談したいけど、足が悪くて、相談できる所まで行くことができません。テラ蔵さんと一緒に、法テラスの出張相談を利用してみましょう。

## 登場人物



テラ蔵さん

【住所】東京都練馬区で独り暮らし 【貯金】80万円  
【年齢】75歳 【お悩み】注文した健康食品が届いたけど、説明と全く違う。返品できるかのう。



のぞみ弁護士

民事法律扶助契約弁護士。



たすく職員

法テラスで民事法律扶助を担当する職員。

### STEP 1 こまった

説明と全く違う商品が届いて悩むテラ蔵さん。弁護士に相談をしたいけれども、足が悪いため民生委員からもらっていた法テラスのパンフレットを探して読み直しました



### STEP 2 電話する

テラ蔵さんは早速近くの法テラスに電話をかけ、事情を話しました。75歳で足が悪く、また法テラスの無料法律相談を受けられる収入基準も満たしているので出張相談を利用できることが分かりました。



のぞみ弁護士、出張相談をお願いしますか?



### STEP 3 相談する

今回はのぞみ弁護士が出張相談を担当してくれることになりました。

任せてください!



テラ蔵さんの自宅まで法律相談に来てくれる弁護士が見つかったと、法テラスから連絡が来ました。相談当日、のぞみ弁護士がやってきました。事情を話すと、クーリングオフという契約取り消しの制度が使えることを教えてもらいました。のぞみ弁護士が、相談中にクーリングオフの書類を書いてくれました。(※簡易援助。有料です。)



### STEP 4 解決する

のぞみ弁護士に書いてもらった書面を業者へ送ったところ、無事にクーリングオフができ、解決することができました。



●出張相談って? 法テラスには、病気で入院していたり、高齢などのため、法律相談を受ける指定場所まで来られない方を対象に相談者のもとまで出向いて行う相談制度があります。

●誰が対象なの? 出張相談は①65歳以上の高齢者②心身に重度又は中度の障害のある方③法テラスの事務所など指定された相談場所まで公共交通機関を利用して往復3時間以上かかる地域に住んでいる方などが対象です。

●どこで相談できるの? 出張相談の実施場所は、①相談者の住んでいる場所②相談者が入院又は療養している病院や施設③相談者が入所又は通所する福祉施設④公共機関の施設などです。

●誰が来てくれるの? 出張相談は法テラスと契約をしている弁護士・司法書士が担当します。

出張相談が受けられるかどうかは、申し込みをした法テラスの事務所や個別に判断をします。詳しくはお近くの法テラスまでお問い合わせください。

※簡易援助とは、内容証明郵便などの簡単な法的文書を作成することで問題が解決できそうな場合に、法律相談を担当した弁護士・司法書士がお名前前で文書を作成するサービスです。費用がかかります。

社会には問題を抱えているのに、行政や法律のサービスにたどり着けない方が沢山います。法テラスは関係機関と連携し、協力し、地域で埋もれている声を掘り起こしていきます。高齢者や障がいのある方への支援にも力を入れています。



鹿角花輪駅前の商店街

法テラス鹿角<sup>かつの</sup>法律事務所

寺井研一郎 弁護士

## き

りたんぼ発祥の地として知られる秋田県鹿角市は、秋田市から北東へ約100km、青森県、岩手県との県境に位置します。弁護士が不在だったこの地に、昨年9月、ある法律事務所が開所しました。高齢化と過疎化が進むこの町で活動するたった二人の弁護士の胸の内を探ってみましょう。

今冬の初雪の日の朝、白い息を吐きながら、地元小学校の6年生4人が、職業体験のために法テラスを訪れました。初めて弁護士に出会った子どもたちは、緊張の面持ちです。寺井研一郎弁護士が最初に、分厚い六法全書を持ち上げて、「これ、全部覚えてるんだ。」と言うと、ええーとと尊敬と驚きのまじった眼差しでみつめる子どもたち。冗談と伝えられて笑顔がこぼれます。この日子どもたちは、法律や弁護士について学びました。

体験授業を終え寺井弁護士は、地域の法に対する理解を深めていくことが自分の役割だ、と話します。また、「高齢者支援に取り組みたい。他の市町村と比較して鹿角市は、高齢者の権利を守る成年

後見の選任件数が多くないが、支援を必要としている人が必ずいるはず。少しずつ掘り起し、適切な支援につなげたい。」とも語ります。

弁護士を目指したきっかけは、見聞を広めようと学生時代に行ったアルバイトにありました。それまで縁のなかつた世界を経験しようと、日雇い労働の仕事をはじめたのです。朝から晩まで働いて得る12,000円。現場で仲良くなったホームレスのおじさんは、翌日の朝ご飯代を残し、その日のうちに遊んで使ってしまう。なぜお金をためて家を借りないのか、まったく理解できませんでしたが、後になって、そのおじさんは、家庭環境に恵まれず適切な教育を受けていなかったことがわかりました。弱い立場の人の力になりたい、それを仕事にしたいと誓ったのはその頃でした。

鹿角に住むたくさんの方が安心して生活を送れるようにセーフティネットのよくな役割を果たしたい。そんな思いで、雪の降る中帰っていく子どもたちを見送りながら、今日も明日もスタ弁はゆく。

ほ法、なるほど。

## 地震予知の失敗が犯罪？

法テラス理事  
元日本経済新聞論説委員  
安岡 崇志



2010年6月、イタリアで地震の研究・防災に携わる科学者と行政官計7人が、日本でいう業務上過失致死の罪で起訴されました。世界の関心をひいたラクイラ地震予知裁判です。ラクイラはローマ北東の地震常襲地帯にある古い街で、2009年4月に歴史上3度目の壊滅的震災に見舞われ309人が亡くなりました。

当地では前年10月から群発地震が続いていて、住民は不安を募らせていました。そこで政府は現地で地震学者や防災担当官による検討会を開き、安全宣言と受け取れる見解を出します。

6日後に大地震！検察当局は、犠牲者のうち29人は安全宣言を信じて地震に弱い自宅に留まったため死んだとして、検討会に加わった科学者・行政官の刑事責任を問うたのです。

2012年10月に出た二審判決は被告人全員に禁錮6年の実刑でした。2年

後の控訴審判決では、科学者6人全員を無罪とし残る被告人の行政官には執行猶予をつけました。一、二審で判断が大きく分かれた格好です。「地震予知の失敗を処罰する裁判」と捉えた報道もあつたけれども、実際にはそうではありません。英国の科学誌「ネイチャー」によれば検察官の考えはこうなのです。

「被告人らには法律により国家機関の一員として、古い建物が密集するラクイラで地震が起きた場合の危険性を示す義務が課せられていた。その義務に違背したのが起訴の理由だ」

初め、これは法制度が異なる国の突飛な裁判だと思いましたが、そうともいえません。防災に携わる専門家の法律上の義務が裁判で明確になるなら、法制度が違っても、日本にとって大いに参考になるでしょう。上告審で下されるであろう最終判断に注目です。

## NEWS

### 演劇とのコラボレーションによる法教育シンポジウム 「見る、笑う、役立つ。」 おとなのための法教育2014

去る11月6日、法テラス札幌では、社会人・一般市民を対象に、法律に親しみ生活の中のトラブル回避に役立つ法教育シンポジウムを開催。「パワハラ」「詐欺」「近隣トラブル」「少年事件」をテーマに、札幌市に拠点を置く人気劇団「劇団イナダ組」のコミカルなお芝居と、専門家のパネリストによるわかりやすい解説を通して、問題への対処方法や相談機関の活用などといった情報をお伝えしました。当日は約360名が来場。参加者からは、「演劇を交えたことで、法律に興味がない人も参加しやすかった」「とてもわかりやすかった」といった感想が多数ありました。法テラスでは今後も、市民に役立つ法教育に取り組んでいきます。



## 編集後記

「大災害が起きたとき、法律に何ができるのだろうか?」という問いから、今号の特集を企画しました。法律や制度が生まれる背景を見ていくと、そこには被災した方の生々しい現実と、負担や不安を和らげるための様々な知恵が詰まっていることに気づきました。法テラスも災害にあわれた方の支えになれる機関の1つです。2015年になりました。今年も「ほうてらす」をよろしく願いいたします。読者の皆さまにとって良い年となりますように。(Y.F)

### 【お知らせ】

広報誌のほかにはツイッターやメールマガジンなどでたくさんの情報をお伝えしています。ホームページの「法テラスピリッツ」では、弁護士など関係者の活動、被災地の現状、地方事務所の様子などを定期的に発信しています。ぜひご覧ください。@houterasu\_4\_10

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せください】  
法テラス本部 総務部 広報室  
〒164-8721  
東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
TEL:050-3383-5348  
E-mail:kouhou24@houterasu.or.jp

てらい・けんいちろう:平成22年弁護士登録。法テラスの法律事務所働く「スタッフ弁護士」として、法テラス北九州、法テラス福岡を経て、平成26年9月、鹿角市からの要請で保健福祉センター内に開所した法テラス鹿角に着任。趣味は釣り(内陸の鹿角では渓流釣り)。好きな食べ物は、鶏のから揚げ。